

議案第 2 号

水戸市地域公共交通計画について

このことについて、別紙 1 に基づき、計画策定に係る協議及び計画に位置付ける施策の検討を進めることとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

水戸市地域公共交通計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成 26）年 7 月に「水戸市都市交通戦略会議」を立ち上げるとともに、2016（平成 28）年 3 月に「水戸市公共交通基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、全ての人が安心して移動できる交通体系の実現に向け、施策を推進しているところです。

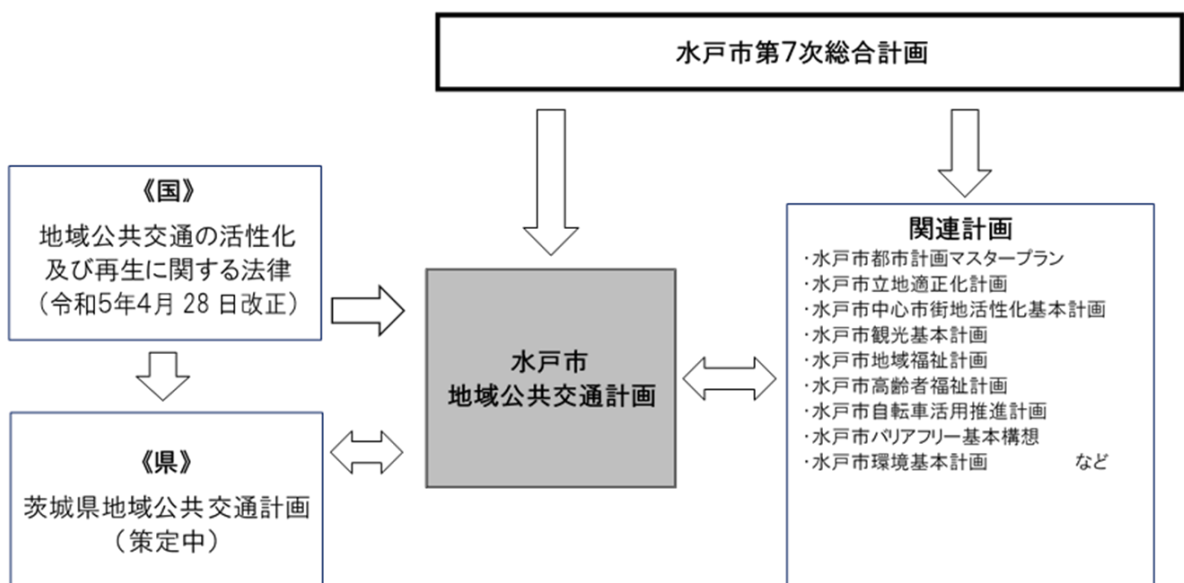
公共交通を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、公共交通の需要が激減し、感染症法上の位置付けが引き下げられた現在も、ライフスタイルの変化や深刻な運転士不足の影響から、厳しい状況が続いています。一方で、近年急速に進歩する A I などのデジタル技術の活用や、M a a S（※）の推進が、利便性の向上や事業者の経営効率化に資する取組として注目されています。

このような中、国において 2020（令和 2）年 11 月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を一部改正し、新たなモビリティサービスの普及促進等に対応する制度の創設、運行ダイヤ及び運賃等のサービス改善に係る制度の見直しが実施されました。また、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地方公共団体における「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。

これらの国の動向や市民の意向、S D G s の理念等を踏まえるとともに、策定を進めている水戸市第 7 次総合計画や水戸市立地適正化計画等との整合を図りながら、地域の移動手段の確保・充実に向け、本市の地域公共交通の基本的な計画として、「水戸市地域公共交通計画」を策定するものです。

※ M a a S（Mobility as a Service）…移動者一人一人のニーズに対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済などを一括で行うサービスのこと。

【計画の位置付け】



2 計画策定の基本的姿勢

地域の移動ニーズを踏まえながら、地域公共交通の活性化等を推進するため、次に掲げる三つの事項に重点を置き、計画を策定します。

なお、本計画は、国の指針に基づき、「まちづくり、観光振興等との一体性」、「地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの提供」、「地域特性に応じた交通サービスの組合せ」及び「住民の協力や関係者の連携」に留意するものとします。

(1) 利用しやすい公共交通

- ① 人々の移動実態に即した、効率的で利用しやすい交通ネットワークの形成に取り組みます。通勤・通学、通院、観光など、様々な人の移動を支える交通ネットワークの形成に当たっては、公共交通を積極的に活用することとし、乗り継ぎの円滑化や定時性の向上を図ります。
- ② 利用しやすい運賃設定や複数の事業者間で利用できる共通乗車券及び割引サービスの導入について検討を進めます。
- ③ AIなどのデジタル技術や、MaaS等を取り入れながら、市民はもちろんのこと、観光客など本市を初めて訪れる人にも分かりやすい情報提供の充実に取り組みます。
- ④ 公共交通の重要性や利便性についてより多くの人々に周知し、関心を高めてもらうことで、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。

(2) 公共交通の維持・確保

コロナ禍により利用が減少している市内を運行する路線バス並びに本市と近隣市町村を結ぶ鉄道及び広域路線バスなどの既存の公共交通を支え、交通ネットワークの維持に努めます。また、公共交通が利用しにくい郊外部において、住民が通院や買い物に不便のないよう、日常生活圏域や交通結節点までの移手段を確保します。あわせて、自家用車を利用しにくい住民の移動についても、支援します。

(3) 人と環境にやさしい交通

ゼロカーボン・エコシティの実現を目指して、通勤・通学等における公共交通や自転車の利用を促進し、過度な自動車利用からの転換を図るほか、本市を運行する公共交通について、次世代車両への更新を促進します。また、全ての人にやさしい移動空間の創出に向け、ノンステップバスの導入率の向上を図るなど、交通バリアフリーを推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容がさまざまな分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 水戸市都市交通戦略会議

交通事業者や学識経験者、関係機関等で構成する水戸市都市交通戦略会議において、市民からも委員を公募し、意見を取り入れます。

② 意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 検討会議（関係課長） 基本方針（案）の策定及び計画（素案）の検討を行います。

② 政策会議 基本方針（案）及び計画（素案）の決定を行います。

③ 庁議 計画（案）に係る重要事項を審議し、計画を決定します。

5 策定スケジュール

項目	2023(令和5)年度												2024(令和6)年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
工 程	← 基本方針の整理 →			市長・副市長調整	政策会議（基本方針）				計画(素案)作成				市長・副市長調整	政策会議（意見公募）		市長・副市長調整	庁議（計画決定）	委員会報告	公表・公開	国等へ計画を送付
庁内検討会議 （関係課長）				第一回会議								第二回会議								
都市交通戦略会議					第一回全体会議			第一回交通体系部会	第一回利用促進部会	第二回交通体系部会	第二回利用促進部会		第二回全体会議			第三回全体会議				
意見公募手続														← 意見公募 →						